西村あさひ法律事務所

フィリピン：小売業規制緩和

アジアニューズレター 2022 年 1 月 17 日号

執筆者：
E-mail 佐藤 正孝　　E-mail ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ

1. フィリピンにおける小売業の外資規制緩和

はじめに

フィリピンでは、過去数年間にわたり、小売業に関する外資規制の緩和が議論されていましたが、今般、小売業に関する外資規制を緩和する法案(Republic Act No. 11595 An Act amending Republic Act No. 8762, otherwise known as the "Retail Trade Liberalization Act of 2000", by lowering the required paid-up capital for foreign retail enterprises, and for other purposes)(以下「小売規制緩和法」)が成立し、2022 年 1 月 6 日に公表されました。小売規制緩和法は、2022 年 1 月 21 日に発効する予定です。

また、監督官庁であるフィリピン貿易商業省(Department of Trade and Industry)は、小売規制緩和法の詳細を規定する下位規則(Implementing Rules and Regulations)を 2022 年 3 月中旬までに公表する予定です。

以下では、小売規制緩和法の重要なポイントを解説します。なお、詳細は、後日公表される下位規則と併せて確認する必要があります。

(1) 最低資本金の引き下げ

従前、外資企業が、フィリピンで小売業を行うためには、最低でも 250 万米ドルの資本金の払い込みが必要とされていました。小売規制緩和法により、この最低払込資本金の金額は、2500 万ペソ(現在のレートで、約 50 万米ドル)に引き下げられました。

(2) 参入資格要件の緩和

従前、フィリピンで小売業を行う外資企業は、①少なくとも 2 億米ドルの資産を保有していること、②原則として、少なくとも 5 店舗を運営していること、③5 年以上の小売事業の実績があること、④当該外資企業が設立された国において、フィリピン人又はフィリピン法人の小売業への参入が許容されていること、という資格要件を満たす必要がありました。小売規制緩和法により、上記①から③の要件が撤廃されました。

(3) 店舗あたりの投資金額の引き下げ

従前、物理的な店舗を複数設置する場合、少なくとも、1 店舗あたり 83 万米ドルの投資をすることが要求されていました。小売規制緩和法により、この 1 店舗あたりの投資金額は、1 店舗あたり 1000 万ペソ(現在のレートで約 20 万米ドル)に引き下げられました。

また、従前、この 1 店舗あたりの投資金額の要件の充足をどのように判定するのか明確ではありませんでしたが、小売規制緩和法では、建物、内装、機材、在庫、共有の設備等を含む、有形又は無形の資産の総額で判断するとしており、上記の最低払込資本金の金額も、店舗あたりの投資金額の要件の判定に利用することができると規定されています。

© Nishimura & Asahi 2022

なお、従前、この店舗あたりの投資金額の要件は、外資企業が、小売事業を営む会社の 51%以上の株式を保有する場合に適用されましたが、小売規制緩和法の施行後も、小売事業を営む会社の 51%以上の株式を保有する場合に限り適用されるのか、又は、1%でも株式を保有する場合にも適用されるのかは明らかではありません。詳細は、小売規制緩和法の下位規則の内容又は実務の運用を確認する必要があると考えられます。

(4) ダイベストメント義務の撤廃

従前、外資企業も、外資規制の要件を満たすことにより、小売業を営む子会社をフィリピンに設定することもできましたが、外資企業がフィリピンで小売業を営む会社の 80%以上の株式を保有する場合、事業の開始から 8 年以内に、その保有する株式の 30%を株式市場で売り出さなければならない、という規制がありました。小売規制緩和法では、この義務は削除されています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

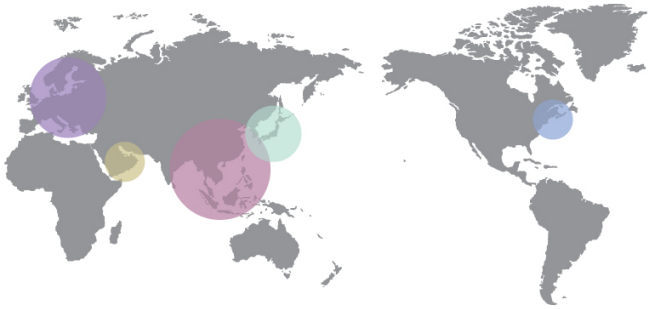

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー　山口勝之
ニューヨーク事務所副統括　清水恵
パートナー　Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー　辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
パートナー　森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel　+66-2-126-9100
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
共同代表　Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
パートナー　町田憲昭

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥

上海
Tel　+86-21-5280-3700
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　野村高志
代表　木下清太
東城聡

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_vietnam@nishimura.com
代表　平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_vietnam@nishimura.com
代表　大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

＊1 提携事務所　＊2 関連事務所

Last updated: 2022.1

© Nishimura & Asahi 2022